

○重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案に対する修正案 対照表
 ◎重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年第 号）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 重要経済安保情報の指定等（第三条―第五条）</p> <p>第三章 他の行政機関等に対する重要経済安保情報の提供（第六条―第九条）</p> <p>第四章 適合事業者に対する重要経済安保情報の提供等（第十条）</p> <p>第五章 重要経済安保情報の取扱者の制限（第十一条）</p> <p>第六章 適性評価（第十二条―第十七条）</p> <p>第七章 雑則（第十八条―第二十二条）</p> <p>第八章 罰則（第二十三条―第二十八条）</p> <p>附則</p> <p>（その他公益上の必要による重要経済安保情報の提供）</p> <p>第九条 第四条第五項、前三条、次条第一項及び第十八条第四項に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、重要経済安保情報を提供するものとする。</p> <p>一 重要経済安保情報の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 重要経済安保情報の指定等（第三条―第五条）</p> <p>第三章 他の行政機関等に対する重要経済安保情報の提供（第六条―第九条）</p> <p>第四章 適合事業者に対する重要経済安保情報の提供等（第十条）</p> <p>第五章 重要経済安保情報の取扱者の制限（第十一条）</p> <p>第六章 適性評価（第十二条―第十七条）</p> <p>第七章 雑則（第十八条―第二十一条）</p> <p>第八章 罰則（第二十二条―第二十七条）</p> <p>附則</p> <p>（その他公益上の必要による重要経済安保情報の提供）</p> <p>第九条 第四条第五項、前三条、次条第一項及び第十八条第三項に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、重要経済安保情報を提供するものとする。</p> <p>一 重要経済安保情報の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公</p>

益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該重要経済安保情報を利用する場合（次号から第四号までに掲げる場合を除く。）であつて、当該重要経済安保情報を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該重要経済安保情報が利用されないようにすることその他の当該重要経済安保情報を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあつては附則第十条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあつては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたととき。

イ・ロ（略）

二〇四（略）

2（略）

第七章 雑則

（重要経済安保情報の指定等の運用基準等）

第十八条 政府は、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定（行政機関の長が、事業者が適合事業者に該当すると認めることをいう。以下同じ。）に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。

益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該重要経済安保情報を利用する場合（次号から第四号までに掲げる場合を除く。）であつて、当該重要経済安保情報を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該重要経済安保情報が利用されないようにすることその他の当該重要経済安保情報を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあつては国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあつては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたととき。

イ・ロ（略）

二〇四（略）

2（略）

第七章 雑則

（重要経済安保情報の指定等の運用基準等）

第十八条 政府は、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定（行政機関の長が、事業者が適合事業者に該当すると認めることをいう。第三項及び次条において同じ。）に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴いた上で、その案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、毎年、第一項の基準に基づく重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況を前項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定が第一項の基準に従って行われていることを確保するため必要があるときは、行政機関の長（会計検査院を除く。）に対し、重要経済安保情報である情報を含む資料の提出及び説明を求め、並びに重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定について必要な勧告をし、又はその勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

（国会への報告等）

第十九条 政府は、毎年、前条第三項の意見を付して、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の

2 （同上）

（新設）

3 内閣総理大臣は、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定が第一項の基準に従って行われていることを確保するため必要があるときは、行政機関の長（会計検査院を除く。）に対し、重要経済安保情報である情報を含む資料の提出及び説明を求め、並びに重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定について必要な勧告をし、又はその勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

（新設）

認定の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。

第二十条～第二十二條 (略)

第八章 罰則

第二十三條 (略)

2 第四条第五項、第八条、第九条、第十条第五項若しくは第六項又は第十八条第四項の規定により提示され、又は提供された重要経済安保情報について、当該提示又は提供の目的である業務により当該重要経済安保情報を知り得た者がこれを漏らしたときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第九条第一項第一号ロに規定する場合において提示された重要経済安保情報について、当該重要経済安保情報の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とする。

3～5 (略)

第二十四條 (略)

第二十五條 第二十三條第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の拘禁刑又は

第十九條～第二十一條 (略)

第八章 罰則

第二十二條 (略)

2 第四条第五項、第八条、第九条、第十条第五項若しくは第六項又は第十八条第三項の規定により提示され、又は提供された重要経済安保情報について、当該提示又は提供の目的である業務により当該重要経済安保情報を知り得た者がこれを漏らしたときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第九条第一項第一号ロに規定する場合において提示された重要経済安保情報について、当該重要経済安保情報の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とする。

3～5 (略)

第二十三條 (略)

第二十四條 第二十二條第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の拘禁刑又は

三百万円以下の罰金に処する。

2 第二十三条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第二十三条第三項若しくは第二十四条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第二十三条第一項若しくは第二項若しくは第二十四条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

第二十七条 第二十三条の規定は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2 第二十四条及び第二十五条の罪は、刑法第二条の例に従う。

第二十八条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十三条第一項若しくは第三項（同条第一項に係る部分に限る。）又は第二十四条第一項若しくは第二項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

三百万円以下の罰金に処する。

2 第二十二条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第二十五条 第二十二条第三項若しくは第二十三条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第二十二条第一項若しくは第二項若しくは第二十三条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

第二十六条 第二十二条の規定は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2 第二十三条及び第二十四条の罪は、刑法第二条の例に従う。

第二十七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十二条第一項若しくは第三項（同条第一項に係る部分に限る。）又は第二十三条第一項若しくは第二項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

2 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十八条第一項及び第二項（基準の変更に係る部分を除く。）の規定並びに附則第五条、第六条及び第八条から第十条までの規定は、公布の日から施行する。

(調整規定)

第四条 施行日が刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）前である場合には、刑法施行日の前日までの間における第二十三条（第三項を除く。）、第二十四条第一項及び第二十五条の規定（以下この条において「第二十三条等の規定」という。）の適用については、第二十三条第一項及び第二項、第二十四条第一項並びに第二十五条中「拘禁刑」とあるのは「懲役」と、第二十三条第四項及び第五項中「拘禁刑」とあるのは「禁錮」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する第二十三条等の規定の適用についても、同様とする。

2 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十八条第一項及び第二項（基準の変更に係る部分を除く。）の規定並びに附則第五条、第六条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

(調整規定)

第四条 施行日が刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）前である場合には、刑法施行日の前日までの間における第二十二條（第三項を除く。）、第二十三条第一項及び第二十四条の規定（以下この条において「第二十二條等の規定」という。）の適用については、第二十二條第一項及び第二項、第二十三条第一項並びに第二十四条中「拘禁刑」とあるのは「懲役」と、第二十二條第四項及び第五項中「拘禁刑」とあるのは「禁錮」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する第二十二條等の規定の適用についても、同様とする。

(指定及び解除の適正の確保)

第九条 政府は、重要経済安保情報の指定及びその解除の適正を確保するために必要な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(新設)

(国会に対する重要経済安保情報の提供及び国会におけるその保護措置の在り方)

第十条 国会に対する重要経済安保情報の提供については、政府は、

(新設)

国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用するものとし、重要経済安保情報の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。